

第7章

国際交流・協力の充実

定住外国人の子どもの就学支援事業(虹の架け橋教室)

○虹の架け橋教室

昭和 63 年以降、日本に居住するブラジル人が急増しましたが(ブラジル人登録者数：昭和 63 年：約 4,000 人、平成 19 年：約 31.7 万人(ピーク))、平成 20 年以降の景気悪化に伴い、日系ブラジル人などの定住外国人の雇用が不安定になりました。それに伴い、ブラジル人学校への授業料の支払いが困難となり、学校に通えなくなる子どもが増加しました。

文部科学省では、そのような状況に置かれた子どもに対して、日本語の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、学校への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成 21 年から 3 年間、実施しています。これらの教室は、子どもと学校との架け橋の役割を果たしてほしいとの思いから、「虹の架け橋教室」と呼ばれており、日本語指導員やバイリンガル指導員、コーディネーターなど、多くの関係者が子どもたちのために尽力しています。



虹の架け橋教室の様子
(静岡県袋井市)

○実施状況

「虹の架け橋教室」は、ブラジルだけでなく、ペルー、中国、ベトナム、フィリピン、カンボジアなどの様々な国から来た子どもたちが学んでいる国際色豊かな教室です。外国人集住地域の北関東や東海を中心に、市教育委員会や大学法人、特定非営利活動法人、ブラジル人学校など、地域の事情に応じて様々な団体により運営されています。

現在、42 教室で約 2,440 人(平成 23 年 3 月末時点)の子どもが就学を目指して学んでおり、これまで 642 人(平成 23 年 3 月末まで)の子どもたちが学校への就学を果たしました。

また、この事業では、就学以外にも成果を上げています。まず、学校や教育委員会、地域のコミュニティと連携することで、子どもが就学しやすい環境を作ることができました。例えば、地域の小学校での給食体験を通して、配膳、給仕、片付けを経験し、学校生活を身近に感じることで、学校への理解を深め、就学に対する心理的なハードルを下げることができました。

さらに、子どもたちと地域社会との接点を作り出すことができました。例えば、地域のお祭りや、地域の子どもたちとのスポーツ交流、日本人大学生ボランティアによるバス・電車に乗る体験授業、公共宿泊施設において集団生活をしながら学校へ通学する「通学合宿」などに参加することで、地域との交流や相互理解の促進につながりました。



多文化共生フットサル大会
(岐阜県美濃加茂市)

○さらなる取組

この事業を実施していく中で、就学意識を高めるためには、子どもたち自身が、「自信」や「夢」を持って、前向きに暮らしていこうという意欲を持ってもらうことが重要であることがわかりました。

このため、ブラジルなどから来日し、日本で学び活躍している先輩を「架け橋サポーター」として招き、子どもたちとの対話を通して、自分のフォトストーリーを制作することにより、「将来の夢」を引き出す取組を始めました。子どもたちに自信を持って将来の夢を話してもらいたい、そして、その夢に向かって、学び、成長してもらいたい、そんな思いを込めて、この取組を進めています。



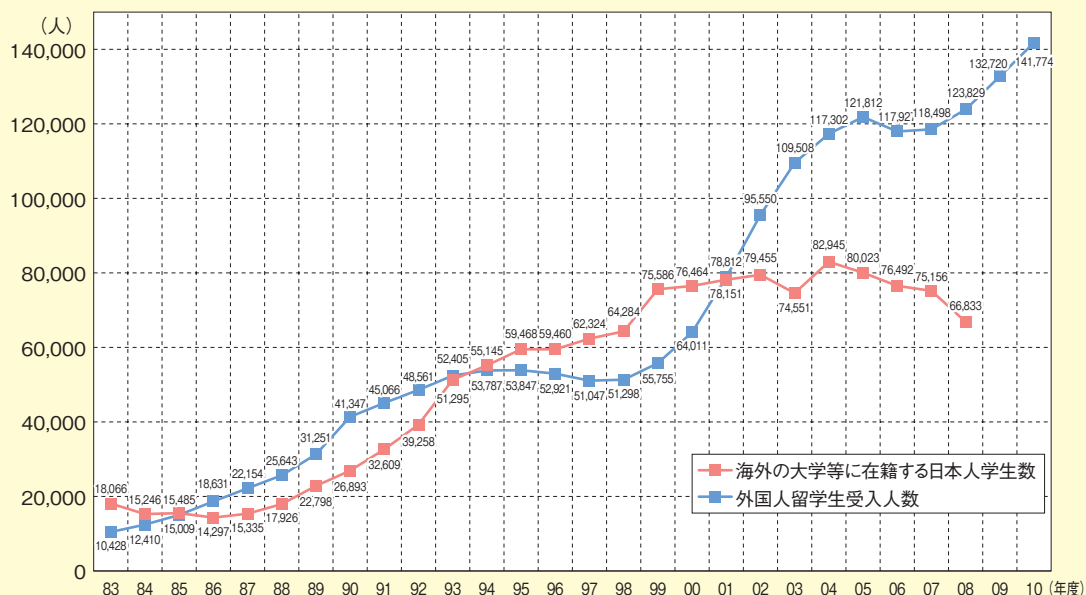
「架け橋サポーター」の実施
(静岡県浜松市)

現状の課題、背景、今後の方向性

ヒト・モノ・カネの流動性の高まりにより、各国の相互依存が深化する現在、我が国が絶え間なく新たな価値を創造できるような社会であるためには、人材の多様性が不可欠です。我が国の「知」を世界に発信していく「知の国際化」は、我が国の持続可能な成長を支えるイノベーションの源泉であり、こうした「知の国際化」をもたらすのは、まさに人材の多様性です。グローバル化した国際社会をリードする人材の育成は、我が国の将来を左右する最重要課題となっています。

しかし、近年、我が国では、学生や研究者等若者の内向き志向が社会問題となっています。例えば、海外の大学等に在籍する日本人学生数は、平成16年の約8万人をピークに、その後は減少傾向が続いています。かつては、アメリカの大学等に在籍する留学生数は日本が首位でしたが、現在では、中国やインド、韓国等のアジア諸国に抜かれている状況です。日本の若者が海外留学をためらう理由としては、語学力や留学費用の問題のみならず、厳しい経済状況下における就職活動の激化・長期化や、留学経験が必ずしも就職の際に評価されないという社会的背景等、多様な要因が指摘されています。

図表2-7-1 学生交流の推移(高等教育段階)

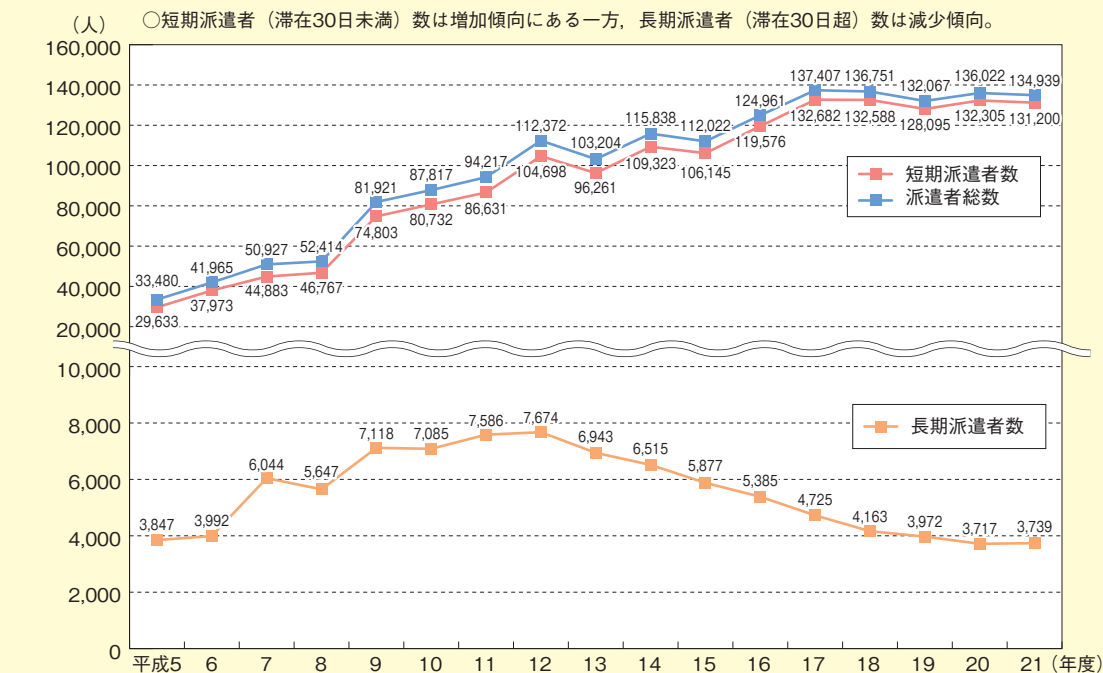


(注) 受入：文部科学省、日本学生支援機構調べ
派遣：OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑調べ

また、海外に派遣される研究者数についても横ばい・減少傾向が見られます。特に、長期派遣研究者数については減少が著しく、その背景には、日本の研究環境が整備されてきたといったことが挙げられる一方、帰国後のポストについての不安や、海外の機関へ移籍するための人脈がないこと等が挙げられています。

図表2-7-2

期間別派遣研究者数（短期・長期）



(出典) 国際研究交流状況調査

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成21年1月より「国際交流政策懇談会」を開催し、グローバル化時代における国際交流・国際協力を推進する上で重要となる方針を議論してきました。そして、23年3月にグローバル化時代に求められる人材育成にむけて、「国際交流政策懇談会最終報告書」をとりまとめました。

報告書では、厳しい国際競争の時代をたくましく生き抜くことができる人材は、日本人としての素養を大前提とし、外国語で論理的にコミュニケーションをとれる能力、異文化を理解する寛容な精神、新しい価値を生み出せる想像力を身に付けることが求められており、そうした人材を育成するための教育として、特に、以下の施策を推進することが強調されました。

1. 10年後に成人する現在の子どもたちに対する施策

- コミュニケーション能力強化のため、幼少期からの英語教育の強化。
- 国際バカロレア^{*1}やインターナショナルスクールの活用。

2. 内向き志向の現在の若者に対する施策

- 企業側への働きかけとして、就職活動の開始時期の見直し、採用時の留学経験の積極的な評価、ギャップイヤー^{*2}の導入等。
- 大学側への働きかけとして、海外の大学とのアカデミックカレンダーの調和、実践的な語学教育の実施、入試におけるTOEFL等外部の英語能力試験結果の活用等。
- アジア地域における大学間交流・連携を促進する日中韓キャンパスアジア構想の推進

^{*1} 国際バカロレア

国際的に認められる大学入学資格を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的として1968年に発足した国際バカロレア機構による教育。

^{*2} ギャップイヤー

イギリスにおいて普及している、大学入学資格を得た18～25歳までの若者に、入学を1年遅らせて社会的な見聞を広めるための猶予期間を与える習慣。この意味から転じて、学生や若者が一定期間、海外で社会経験を積む制度。

3. 国際的な舞台で活躍できる人材に対する施策

- 国際協力機関へのインターンシップ派遣やボランティア派遣を大学教育の一環としてプログラム化。

4. 若手研究者に対する施策

- 世界規模の頭脳循環に対応し、世界に通用する人材を育成・確保するため、研究者が海外で研鑽^{さん}を積むことができる派遣制度の充実、海外の日本人研究者のネットワーク強化。

5. 教職員に対する施策

- 英語の指導力向上を目的とする日本人若手英語教員の米国大学への派遣。日中、日韓との教職員交流の拡充。青年海外協力隊への現職教員の参加の拡大。

6. 持続発展教育(ESD)による国際社会で活躍する人材の育成

- 「持続可能な社会の担い手を育む教育」である ESD のさらなる推進。教育委員会、大学、民間団体等による ESD の支援体制の整備や ESD の推進拠点であるユネスコスクールのネットワーク強化。

上記を踏まえ、文部科学省では、今後とも我が国の「知の国際化」の推進に取り組んでいきます。

第1節

相互理解を深める国際交流

1 学生交流の推進

(1) 留学生受入れの現状

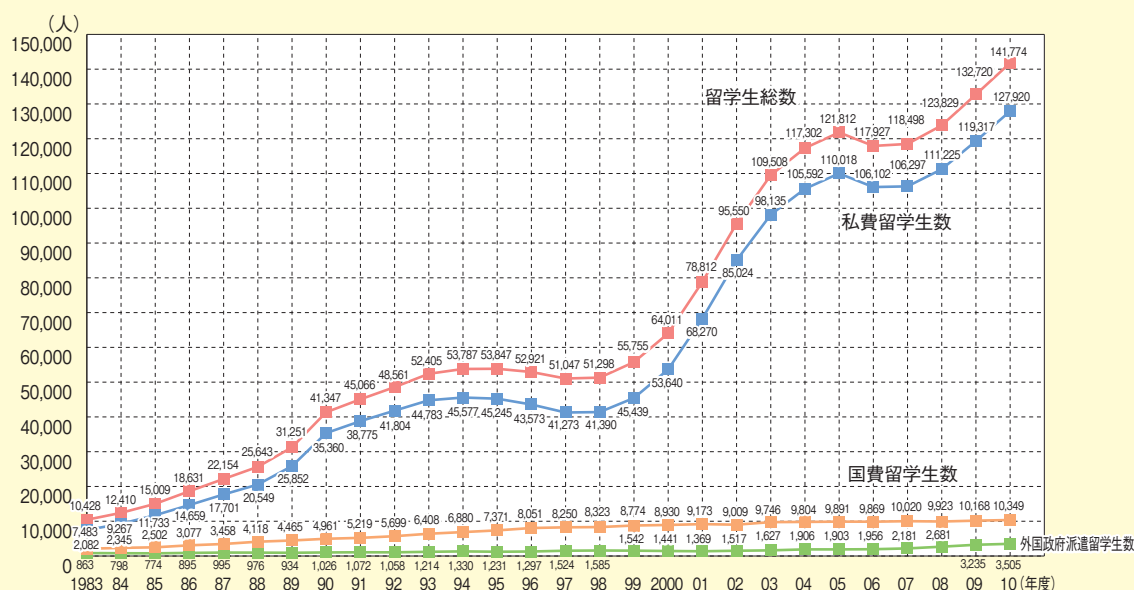
学生交流は、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、途上国等の人材育成・知的国際貢献、我が国の大学の国際化、国際競争力の強化など、多くの面で意義があります。我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成22年5月1日現在で14万1,774人となっています。これらの留学生は、その約9割がアジア地域より渡日した留学生であり、中でも中国、韓国、台湾の3か国(地域)で全体の約80%を占めています(図表2-7-3～図表2-7-5)。留学生受入れの推進のため、平成20年7月に文部科学省ほか関係省庁(外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)で、留学生受入れ拡大のための方策をまとめた「留学生30万人計画」骨子を策定しました。これに基づき、留

図表2-7-3 主要国における留学生受入れの状況

区分	国名	アメリカ合衆国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	日本
高等教育機関在学者数(千人)	(注1)	10,957 (17,759)	1,539	1,941	2,228	1,135	3,558
留学生(受入れ)数(人)	(注2)	671,616 (2008年)	415,585 (2008年)	233,606 (2008年)	266,400 (2008年)	355,802 (2008年)	141,774 (2010年)
国費留学生数(人)	(注3)	4,030 (2008年)	7,325 (2008年)	6,050 (2008年)	11,278 (2008年)	3,385 (2008年)	10,349 (2010年)
留学生(受入れ)数(人) 高等教育機関在学者数	(%)	6.1	27.0	12.0	12.0	31.3	4.0

- (注) 1 文部科学省調べ(オーストラリアはオーストラリア教育雇用職場関連省調べ)。(アメリカ合衆国の()はパートタイム学生を含めた数値。アメリカ合衆国は2006年現在、英国、ドイツ、フランスは2007年現在、オーストラリアは2009年現在、日本は2010年現在。)
- 2 アメリカ合衆国はInstitute of International Education、英国はHigher Education Statistics Agency、ドイツは連邦統計庁、フランスはフランス教育省、オーストラリアはオーストラリア政府国際教育機構(オーストラリアの高等教育機関が海外で実施しているコースを履修する学生を含む。)、日本は日本学生支援機構調べ。
- 3 アメリカ合衆国はInstitute of International Education、英国はHigher Education Statistics Agency、ドイツはドイツ学術交流会、フランスはフランス外務省、オーストラリアはオーストラリア政府国際教育機構、日本は日本学生支援機構調べ。

図表2-7-4 留学生数の推移(各年5月1日現在)



(注) 我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程において教育を受ける外国人留学生で、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により在留する者について集計。日本学生支援機構調べ。

学の動機付けから大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで体系的に施策を実施しています。一方、海外の大学等で学ぶ日本人学生数は近年減少傾向にあります。諸外国から我が国への受入れのみならず、今後は学生等の送り出しに対しても、より積極的な措置を講ずる必要性があり、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを指すとともに、我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人にすることを指すとされています。

(2) 留学生受入れ支援体制の充実

① 留学情報提供体制の整備

日本学生支援機構は、海外において、日本の大学等の参加を得て、「日本留学フェア」や「日本留学セミナー」を実施し、現地の学生、進学指導担当者などに対して日本への留学に関する情報の提供を行っています。平成22年度は、台湾、韓国等13か国・地域、22都市で開催しました。また、平成22年には他機関等との連携により日本留学希望者向けのポータルサイト(<http://www.g-studyinjapan.jasso.go.jp/>)を構築し、情報提供を充実しています。

② 日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留学生の入学選抜においては、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続が煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指摘されてきました。このため、文部科学省では、日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を、平成14年度から実施しています。

本試験は年2回(6月と11月)、国内では15都市、海外ではアジア地域を中心に17都市で実施しています。平成22年度の受験者数の合計は、国内3万9,198人、海外7,493人の計4万6,691人でした。また、本試験の利用大学は396大学、85短期大学となっております(平成22年4月1日現在)。さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は70大学、9短期大学となっております(平成23年1月1日現在)。

③ 留学生に対する支援措置

(ア) 国費外国人留学生の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部科学省(当時の文部省)が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。現在、研究留学生(大学院レベル)や学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラムなど7種類のプログラムにより実施されており、これまでに約7万9,000人の国費外国人留学生を支援してきました。

(イ) 私費外国人留学生などへの援助

文部科学省では、私費外国人留学生に対して、従来から、優れた私費外国人留学生の国費外国人留学生への採用を実施しています。また、日本学生支援機構では、私費外国人留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ学生に対して学習奨励費(奨学金)を給付しており、私費外国人留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めています。

(ウ) 宿舍の安定的確保

日本学生支援機構では、大学等が民間アパート等を借り上げる際の「留学生借り上げ宿舍支援」を

図表2-7-5

出身国・地域別留学生数
(2010年5月1日現在)

国・地域名	留学生数(人)
中国	86,173 (2,009)
韓国	20,202 (1,027)
台湾	5,297 ()
ベトナム	3,597 (625)
マレーシア	2,465 (201)
タイ	2,429 (629)
アメリカ合衆国	2,348 (157)
インドネシア	2,190 (682)
ネパール	1,829 (107)
バングラディシュ	1,540 (449)
その他	13,704 (4,463)
計	141,774 (10,349)

() は国費外国人留学生数で内数
(出典) 日本学生支援機構調べ

実施しています。

この他、(財)留学生支援企業協力推進協会等の留学生関係公益法人では、民間企業の社員寮に留学生を受け入れるプログラム及び、入居者の損害賠償等を目的とした「留学生住宅総合補償制度」などの施策を実施しています。

(エ)留学生の就職支援

日本学生支援機構では、日本企業に就職を希望する外国人留学生の就職・採用活動について、有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国就職指導ガイダンス」や日本で学ぶ外国人留学生が、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう、留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供する「外国人留学生就職活動準備セミナー」を実施しています。

④留学生のための教育プログラムの充実

我が国への留学形態が多様化する中、留学生の需要に応じた魅力ある教育プログラムを提供する大学が増えています。学部レベルでは、30の国立大学と36の公私立大学において、短期留学生のために英語によるプログラムや特別コースを開設し、英語による授業を実施しています。また、大学院レベルでの国費外国人留学生について、「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラム」として44大学109プログラムを選定し、国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部を国費外国人留学生(研究留学生)として優先的に採用しています。

⑤地域における留学生支援

留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舍の提供などを積極的に推進するため、全道府県に、大学、地方公共団体、経済団体、民間団体などによって構成される地域留学生交流推進会議が設置されています。また、地域における交流や在籍管理、就職など社会における留学生受入れの推進のため、有識者、企業、学校、留学生支援団体(NPO、ボランティア団体)、留学生(現役及びOB)の関係者による全国レベルの「留学生交流総合推進会議」を開催しています。

⑥帰国留学生に対する援助の充実

帰国留学生が留学の成果を更に高め、母国において活躍できるように、日本学生支援機構では、短期研究のための帰国留学生招へい事業、研究支援のための指導教員の派遣など援助を行うとともにJapan Alumni eNews(日本留学ネットワークメールマガジン)を発行し、帰国外国人留学生等に対し必要な情報を提供しています。

(3) 日本人学生に対する海外留学の支援

①海外留学の現状

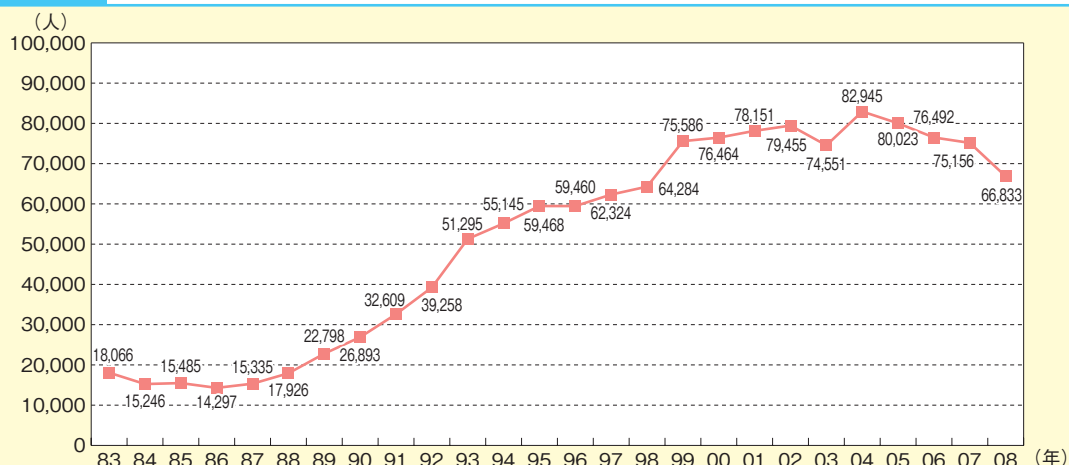
各国などの統計によれば、平成20年に海外に留学した日本人は、約6万7,000人です。留学先別に見ると、その約6割が欧米諸国となっています(図表2-7-6、図表2-7-7)。

図表2-7-6 日本人の主な留学先・留学生数(2008年)

国・地域名	留学生数(人)
アメリカ合衆国	29,264
中国	16,733
英国	4,465
オーストラリア	2,974
ドイツ	2,234
台湾	2,182
カナダ	2,169
フランス	1,908
韓国	1,062
ニュージーランド	1,051

(出典) アメリカ合衆国はIIE“OPEN DOORS”、中国は中国教育部、台湾は台湾教育部、その他はOECD“Education at a Glance”による。

図表2-7-7 海外の大学等に在籍する日本人学生数



(出典) ユネスコ文化統計年鑑, OECD調べ, IIE, 中国教育部調べ等

②海外留学に関する施策

文部科学省では、国費による日本人学生の海外派遣制度を設けています。

平成 21 年度からは、日本人の学生などを海外の大学院に派遣し、学位を取得させることにより、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成を支援する「留学生交流支援制度(長期派遣)」を実施しています。

また、外国政府などの奨学金により、平成 21 年度は 31 か国に約 500 人の日本人学生などが留学しており、文部科学省では、その募集・選考に協力しています。

さらに、海外留学の大半を占める私費留学について、日本学生支援機構を通じて、留学情報の収集・整理を行い、また、「海外留学説明会」を開催するなど、留学希望者に対する情報提供を行うとともに、留学に関する相談に応じています。

(4) 学生相互交流(受入れ・派遣)の推進

大学間交流協定などに基づき、母国の大学に在籍したまま、他国・地域の大学で 1 年間程度、教育を受けて単位を修得したり、研究指導を受けたりする短期留学は、大学間交流の活性化と大学の国際化や日本社会のグローバル化と国際化する社会に対応できる人材の育成、国際理解・知識の拡大、国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成が可能となるなど、非常に有意義なものです。こうした短期留学を推進するために、大学間交流協定などに基づき、諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生や諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援する日本学生支援機構の奨学金制度として、平成 21 年度から「留学生交流支援制度(3 か月以上 1 年以内の短期受入れ・短期派遣)」を設けています。これらの制度により、同年度には、4,242 人の留学生を受け入れ、2,661 人の日本人学生を派遣しました。

さらに、平成 23 年度からの新たな取組として、3 か月未満の留学生の短期受入れ、日本人学生の海外派遣、いわゆるショートステイ・ショートビジットへの支援により、学生の双方向交流を促す事業を開始することとしています。

(5) 高校生交流の現状と施策

①高校生の留学

平成 22 年 1 月に公表した、「平成 20 年度高等学校等における国際交流等の状況」(調査は隔年実施)によれば、20 年度に外国の高等学校へ 3 か月以上留学した者は 3,190 人、海外研修旅行者(語学な

どの研修や国際交流などを目的として、外国の高等学校などに3か月未満の旅行に出た者)は2万7,025人となっています。

文部科学省では、高校生留学の教育上の意義を考慮し、関係機関に対し、安全で有意義な留学ができるよう指導・助言しています。また、平成15年度からは「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」の加盟団体が実施する海外留学プログラムに参加する者に対して留学費用の一部を支援しています。

さらに、著名な科学者による講義や他国からの参加高校生との交流を深めることなどを目的とする「オーストラリア科学奨学生事業」(主催：オーストラリア・シドニー大学内物理学財団、隔年実施)に高校生を派遣するための選考なども行っています。

②外国人高校生の短期受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質・能力を育成する上で、とても有意義なことです。このため、文部科学省では、外国で日本語を専攻している高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「外国人高校生(日本語専攻)短期招致事業」を平成8年度から実施しています。

③高校生の海外への修学旅行

平成20年度において海外修学旅行を行った高等学校は延べ1,357校(公立529校、私立828校)で参加生徒数は17万9,573人となっています。海外への修学旅行は、外国人との交流の機会や外国の歴史・文化などに接する機会を得ることにより、国際理解を深めるなどの意義がありますが、実施に当たっては、安全確保などに万全を期する必要があります。このため、「海外修学旅行の安全確保について」(平成17年6月30日初等中等教育局国際教育課長通知)を全国の都道府県・指定都市教育長、知事、附属学校を置く国立大学法人学長あてに送付し、計画段階における準備の万全を求めています。また、万一事故が発生した場合、大使館等関係在外公館において迅速かつ適切な対応を図れるよう、外務省と連携し、安全確保と情報提供体制の整備に努めています。

2 教員・青少年などの国際交流

(1) 教員などの国際交流

文部科学省では、相互理解の増進と指導力の向上を図るため、関係機関の協力を得て、毎年中国及び韓国に教職員を派遣しています。

また、中国及び韓国から、初等中等教育教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活、文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教職員との交流や家庭訪問により、相互理解と友好親善を図る教職員招へいプログラムを実施しています。平成22年度は、中国及び韓国から約280名の教職員を我が国に招へいしました。

日米間では、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」(フルブライト計画。日米両政府が経費を分担して運営。日米教育委員会が実施主体)により、両国の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われています。また、平成21年度より持続発展教育(ESD)を共通のテーマとして日米の初等中等教育教員が相互交流、意見交換、共同研究などを行うことにより、日米の教育交流及びESDの促進を図ることを目的とする「ESD日米教員交流プログラム」を実施しています。平成22年度は日米から計95名の教員がこのプログラムに参加しました。

(2) 青少年の国際交流事業

文部科学省では、我が国の青少年及び青少年指導者の海外派遣、海外の青少年及び青少年指導者の招へいを行う交流事業を実施しています。

また、国立青少年教育振興機構においても、国内外の青少年及び青少年指導者の国際交流や関係機関の連携促進を図ることを目的とした事業を実施しています。

3 国際機関のその他の国際的枠組みにおける取組

(1) ユネスコ事業への参加・協力

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関、事務局長：イリーナ・ボコバ氏(ブルガリア))は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、現在193か国が加盟しています。ユネスコが取り組んでいる主要な課題の一つに、我が国の提案により始まった、持続可能な社会の担い手を育む教育である「持続発展教育(ESD)」があります。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクール(ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を实践する学校)をESDの推進拠点と位置づけ、その加盟校増加に取り組んでいます(平成23年3月31日現在279校)。22年10月には、第2回ユネスコスクール全国大会を開催しました。また、教育分野においては他にも、識字率の改善などを目標とした「万人のための教育(EFA)」の推進なども、信託基金の拠出などを通じユネスコと連携して事業を実施しています。

科学分野では、国際水文学計画(IHP)や政府間海洋学委員会(IOC)をはじめとする持続可能な発展のための国際科学プログラムや、生命科学の倫理的側面に関する考察などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

文化分野では、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づき、人類の共通財産である世界の文化や自然遺産の保護のための国際協力・援助を推進しています。また、2010(平成22)年11月には、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に我が国提案の「組踊^{くみおどり}」及び「結城紬^{つむぎ}」の2件が新たに記載されました。

これらの他にも我が国では、ユネスコの目的を実現していくため、国・地方公共団体・民間がそれぞれ協力して、あるいは独自に活発な活動を行っています(図表2-7-8)。

図表2-7-8 我が国が協力しているユネスコの主な事業

分 野	参加・協力の状況
教 育	○持続可能な発展のための教育(Education for Sustainable Development, ESD)事業への協力 ○万人のための教育(Education for All, EFA)事業への協力
科 学	○持続可能な発展のための科学振興事業などへの参加・協力(政府間海洋学委員会(IOC)、国際水文学計画(IHP)、政府間生命倫理委員会(IGBC)等)
文 化	○有形及び無形の文化遺産保存事業への参加・協力 ○クリエイティブ・シティーズ・ネットワークへの参加
普 及	○地域におけるユネスコ活動の振興 ○民間ユネスコ活動に対する助成
そ の 他	○ユネスコへのアソシエート・エキスパートなどの派遣

(2) OECD(経済協力開発機構)教育事業への参加

OECDは、先進34か国を加盟国として、様々な分野における政策調整・協力、意見交換などを行っています。教育分野に関しては、加盟各国における教育改革の推進や施策の実践に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析、生徒の学習到達度調査(PISA)、実社会で必要となる総合的な力を測る国際成人力調査、教員・教授・学習に関する国際調査、高等教育分野での国際比較調査などの事業を実施しており、我が国も参加・協力しています。2010(平成22)年12月には、2009(平成21)年に行われた4回目のPISA調査の結果が公表されました(参照：第2部第2章第1節1(4))。また、おおむね5年ごとに教育大臣会合を開催していますが、2010(平成22)年11月には、「人材・社会資本への投資：新たな課題」をテーマに開催され、教員養成などについて活発な議論が行われました。我が国からは笠浩史文部科学大臣政務官が出席しました。

(3) アジア・太平洋経済協力(APEC (エイペック))教育事業への協力

APEC(エイペック)は、アジア・太平洋地域の21か国・地域が参加する地域協力の枠組みです。貿易・投資の自由化などの経済問題とともに、教育を含む人材養成の分野にも積極的に取り組んでいます。2010年は日本がAPECの議長を務め、11月には横浜にて首脳会議などが開かれました。教育分野については、参加国・地域の主導により、教育政策上の諸課題に関する活動を実施しています。日本はタイと協力して、授業研究を通じた算数・数学の授業改善に関する活動を行っています。

(4) 国連大学への協力

国連大学は、東京(青山)に本部を置く国連機関です。2009(平成21)年に開設された「サステナビリティと平和研究所」においては、グローバルな変化とサステナビリティ、国際協力と開発、平和構築と安全保障という国連における3つの重要議題にまたがる広範な課題の解決に向け、活動しています。また、2010(平成22)年9月から、学位を提供する大学院プログラムを新たに開始しました。我が国は、国連大学本部施設の提供や国連大学基金への拠出とともに、毎年、事業費などの拠出を行っています。

(5) 世界知的所有権機関との協力

世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970(昭和45)年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを行っています(参照:第2部第6章第8節5(2))。

我が国はWIPOに対して、平成5年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域各国の著作権法制度整備や普及・啓発を促進しています。また、WIPOに職員を派遣し、協力・連携して各種セミナー、研修、専門家派遣を実施しています。

4 スポーツの国際交流

スポーツは人類共通の文化であり、スポーツを通じた国際交流は、諸外国との相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たすものです。

文部科学省では、スポーツの国際交流を推進するため、日本体育協会が行うアジア地区とのスポーツ交流事業や日本オリンピック委員会が行う国際競技力向上のためのスポーツ交流事業に対して支援を行っています。

第2節 外国人に対する教育の充実

1 外国人児童生徒の教育に対する支援

平成22年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は7万4,214人となっています。また、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の数は、20年9月現在で2万8,575人となっており、前年度より3,164人(約12.5パーセント)増加しています。

我が国では、外国人については就学義務は課されていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。外国人の子どもの公立学校での受入れ

に当たっては、適切な日本語指導や適応指導を行うための体制を整備する必要があり、文部科学省では、以下のような施策に取り組んでいます。

- ①学級数等から算定されているいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒に対する日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置(定数から算定される教員の給与費の3分の1を国庫負担)
- ②独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒に対する教育に携わる教員や校長、副校長、教頭などの管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ③日本の教育制度や就学の手続きなどをまとめた就学ガイドブック及び概要版をポルトガル語、中国語など7言語で作成し、教育委員会等に配布
- ④就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)や学校での日本語指導の補助、学校と保護者との連絡調整などを行う際に必要な外国語の分かる人材の配置などを行う事業を実施

2 定住外国人の子どもの教育環境の整備

昭和63年以降、日系ブラジル人等の入国が急増する中、平成2年に出入国に関する法令改正が行われ、日系人等は活動内容に制限がなく、自由に就労できる「定住者」などの在留資格で日本に居住することとなりました。近年経済情勢が悪化する中で、不安定な雇用形態で就労する定住外国人の課題が顕在化したことを受け、平成21年12月から「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」を開催して有識者に意見を伺い、平成22年5月に外国人の子どもの就学や日本語教育等に焦点を絞って、政策のポイントを取りまとめました。本政策のポイントでは、①日本語指導の充実を図るとともに、②公立学校に入りやすい環境を整備すること、③外国人学校における各種学校・準学校法人化を促進することなどを定住外国人の子どもの教育等に関する基本方針としています。

特に、昨今の景気後退により不就学・自宅待機等になっている定住外国人の子どもに対して、平成21年度から3年間の予定で、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を国際移住機関において実施しています。平成22年度は42教室が開講しています(参照：本章 Topic)。

第3節 開発途上国への協力

1 国際教育協力における取組

国際社会においては、貧困、災害、紛争、感染症、気候変動など地球的規模の課題が山積しており、先進国には、課題解決のための資金面での貢献のみではなく、リーダーシップの発揮と知的貢献が求められています。

特に近年、アジア諸国を中心に、高等教育に関する協力要望が増加しています。とりわけ、実験・研究を重視した少人数の日本式工学教育は、開発途上国で高く評価されており、日本の協力を得て、自国に工学系の高等教育機関を設置したいという要望が様々な国から寄せられています。その背景には、高い技術力を有した人材の育成は、産業の振興をもたらし、ひいては国の発展につながるという認識があります。

こうした背景のもと、現在、国際協力機構(JICA)が中心となり、日本の大学の協力を得て、アジア地域における高等教育機関の能力強化に関する様々なプロジェクトが実施されており、文部科学省はこれらの事業を支援しています。また、我が国の東南アジア地域における国際協力を一層促進するべく、この地域の教育、科学技術及び文化に関する教員研修・研究開発を促進している東南アジア教育

大臣機構(SEAMEO)との連携強化を図る予定です。さらに、今後は政府開発援助(ODA)の効果的な活用や、我が国におけるグローバル人材育成を図る観点から、「国際協力推進会議」を開催し、関係省庁や大学、民間企業などを含めたオールジャパン体制による国際教育協力の在り方について議論を行う予定です。

2 国際協カイニシアティブ

文部科学省では、国際教育協力懇談会報告「大学発 知の ODA ～知的国際貢献に向けて～」(平成 18 年 8 月)を受けて、平成 19 年度から、「国際協カイニシアティブ」を実施しています。同事業は、開発途上国の教育の質を向上させるために、我が国の大学や NGO の知見をいかに活用するかという観点から実施されているものです。大学等の知識や経験を現地の教育現場で実際に活用して検証を行い、現地ニーズに合ったより質の高い教材、カリキュラム、教授法などの成果物を作成しています。作成された成果物は、保健分野、産業分野、農村開発分野など多岐にわたっており、これらの成果物は「国際教育協力アーカイブス」(参照：<http://e-archive.criced.tsukuba.ac.jp/>)に登録され、国際協カに従事する世界各国の人たちや、現地の方々に幅広く活用されています。

平成 22 年度に作成した成果物の中から一例を挙げると、名古屋大学が開発した外国人学生に日本語で社会科学(特に法学)を教えるための新たな日本語教材や学習カリキュラムがあります。これらは、外国人学生が日本語を学びながら、同時に、専門分野の基礎知識も習得するという新しい日本語教授法であり、本活動は社会科学分野における新たな教育協力の在り方としても期待されています。

同事業は今年度限りで終了しますが、平成 19 年度から平成 22 年度までの期間に作成された成果物は、筑波大学の協力のもと、引き続き公開されますので、多くの開発途上国でこれからも活用されることが期待されます。



作成した日本語教材



六法の学習風景



憲法について研究発表

3 現職教員特別参加制度

教員の国際協カへの参加促進を目的として、平成 13 年度に青年海外協カ隊「現職教員特別参加制度」が創設され、平成 20 年度には、同制度が「日系社会青年ボランティア」にも拡大されました。

教員は、指導案の作成、教材開発、指導技術など、子どもに密着した実践的な能力や経験を身に付けており、我が国の教育経験を活かした国際教育協カを進めていく上での貴重な人材です。また、開発途上国の厳しい環境の下で国際教育協カに従事することで、問題への対処能力や指導力など、教員の資質能力の向上が期待されています。さらに、帰国後は自身の貴重な経験を国際理解教育の実践などを通じて、日本の教育現場に還元することも期待されています。これまでの 9 年間で 679 名の教員が世界各地の開発途上国に派遣され、活躍しています。

(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/genshoku/main6_a9.htm)

4 紛争終結後の国づくりにおける国際教育協力の取組

アフガニスタンなどの国・地域に対して、相手国のニーズに十分留意しながら、関係機関と連携して、我が国の経験を活かした復興支援に取り組んでいます。今般、農学及び工学等の分野で最大500名の行政官の能力向上を支援することが決定され、来年秋にその第一陣を研修生として日本の大学に受け入れるべく現在準備を行っています。

第4節

科学技術外交の推進

1 科学技術外交の意義

近年のグローバル化の進行や、中国やインド等の新興国の台頭による世界の多極化、環境問題や資源・エネルギー問題などの地球規模課題の顕在化など、世界を取り巻く諸情勢は大きく変動しています。また、世界的な頭脳循環が加速し、国際的な頭脳獲得競争がますます激しくなっています。これらの状況において、我が国は国際的な協調下で、より一層の科学技術の推進による諸問題の解決や新しい知の創出を図るとともに、世界における我が国の国際的存在感を向上させることが求められています。

先進国との国際科学技術協力においては、我が国の科学技術水準の向上に資するとともに、地球規模課題の解決や国土安全保障につながる技術の開発などにより、我が国の持続的な成長・発展を促すことが期待されています。また、開発途上国との協力においては、今後著しい発展が見込まれるアジア諸国との抜本的な協力強化を科学技術面で先導するとともに、各国で顕在化している地球規模課題の解決や相手国の人材育成、相手国・我が国の科学技術の発展による緊密な科学技術コミュニティの構築が期待されています。

また、現在、我が国の研究者の海外派遣や外国人研究者の受入れ数は伸び悩んでおり、我が国の科学技術コミュニティが世界の人材流動の動きから取り残されてしまうという危惧があります。我が国の頭脳循環の流れを活性化させることにより、我が国が世界規模の頭脳循環の中で一角を占めることが必要です。海外への研究者派遣は、海外の先端研究に参画することで、研究能力を高めるとともに、国際研究ネットワークに入り込み、その核として活躍できる力をつけることが期待されます。また、優秀な外国人研究者の受入れを進めることで、新たなイノベーションの創出や、我が国受け入れ機関の国際化の促進、将来の海外における我が国とのネットワークの構築が見込まれます。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は、地球規模課題の解決への貢献、先端科学技術分野での戦略的な国際協力の推進による多様で重層的な協力の推進や、国際的な人材・研究ネットワークの強化などに取り組み、科学技術の国際活動を戦略的に推進しています。

2 科学技術外交を推進するための国の取組

(1) 分野や相手国に応じた多様で重層的な協力

我が国は世界各国・機関と科学技術協力協定等を結んでおり、現在、その対象は、53の国・機関に及んでいます。これらの国・機関とは、数年ごとの合同委員会の開催等を通じ、互いの協力を深めています。また、先進国から途上国まで多層的な国際ネットワークを発展させていくためには、相手国・機関の特性や分野の特性に応じた協力を行っていく必要があります。文部科学省では以下の取組により分野や相手国・機関に応じた多様で重層的な協力を推進しています。

①アジア諸国との協力

近年著しい成長を続けるアジア諸国との協力関係を強化するため、アジアを中心とした科学技術コミュニティを構築し、将来の東アジア共同体構想を科学技術面で先導する「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」等に関する検討を進めるとともに、様々な枠組みを通じて協力を進めています。

(ア)東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想

「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」は、東アジア共同体構想を日本の強みである科学技術分野によってリードしようというものです。東アジア地域で、科学・技術に関する「共同体」を構築することで、地域全体のイノベーションを促進することを目指しています。2010（平成22）年10月の東アジア首脳会談において、菅内閣総理大臣より、科学技術分野における長期的な目標として、「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」が提案され、いくつかの参加国から賛同する意見がありました。今後は、東アジアにおける科学技術担当大臣会合等を通じて、同構想実現に向けた具体的な議論が引き続き進められる予定です。

(イ)日中韓科学技術協力担当大臣会合

日中韓3か国の科学技術協力を促進すべく、2007（平成19）年1月に初の会合が韓国（ソウル）で開催されました。2009（平成21）年5月には第2回の会合が東京で開催され、同会合では、3か国の「共同研究協力プログラム（JRCP）」の創設や「若手研究者のワークショップ」の開催（第1回は2010（平成22）年5月韓国で開催）等が合意されました。

(ウ)東南アジア諸国連合（ASEAN）との協力

東南アジア10か国が参加するASEANと日本との間で、科学技術分野での協力が進められています。また、ASEANと日本・中国・韓国の三か国（+3）による科学技術協力を推進するため、高級実務者級のASEAN COST（科学技術委員会）+3会合が設けられているほか、2009（平成21）年度には、我が国とASEAN COSTとの間の協力枠組みとして、日・ASEAN科学技術協力委員会が発足しました。

(エ)「センチネル・アジア」プロジェクト

衛星画像等の災害関連情報をインターネット上で共有することを目的とし、2005（平成17）年に我が国が提案し、2006（平成18）年10月から開始された国際協力プロジェクトです。人工衛星は、昼夜や天候に左右されず広域の画像取得が可能であることなどから、大規模自然災害の状況把握に有効な手段です。このプロジェクトは、平成23年3月現在24か国・地域62機関10国際組織の協力の下で行われています。

(オ)アジア原子力協力フォーラム（FNCA）

アジア諸国との原子力分野の協力を効果的に推進するため、日本が主導したもので、各国の原子力開発利用を担当する大臣クラスの参加者が意見交換を毎年行っています。また、研究炉利用や放射線安全・廃棄物管理、人材養成等の各分野ごとに開催されるワークショップ等で意見交換や情報交換が行われています。

②地球規模課題対応の分野での開発途上国との協力

アジア諸国との協力関係を重視しつつ、アフリカ等を含む開発途上国と地球規模課題の解決や相手国及び我が国の科学技術の更なる発展に資する科学技術協力を推進しています。

(ア)地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）

低炭素エネルギー領域を含む環境・エネルギー分野、防災分野、感染症、生物資源分野の地球規模課題を対象とし、将来的な社会実装の構想を有する国際共同研究を政府開発援助（ODA）と連携し



地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）

て推進しています。具体的には、文部科学省及び科学技術振興機構(JST)と、外務省及び国際協力機構(JICA)が連携し、それぞれ我が国と相手国側の大学・研究機関を支援することにより、我が国と開発途上国との共同研究を推進しています。

(イ)感染症研究国際ネットワーク推進プログラム

アジア・アフリカの8か国12拠点において、インフルエンザやデング熱などの新興・再興感染症に対する基礎的知見の集積や人材育成等を実施することで、感染症対策に関する国際協力に寄与します。

③先端分野での先進国との協力

欧米を中心とした先進国とは、我が国の科学技術水準を向上させていくため、幅広い協力を進めていくことが不可欠です。文部科学省では、政府間合意に基づき、戦略的に重要なものとして国が設定した協力対象国・地域及び研究分野における研究交流や共同研究を支援する「戦略的国際科学技術協力推進事業」等により二国(極)間の科学技術協力を推進しています。また、次のような国際機関や国際的な枠組による多国間の協力も推進しています。

(ア)経済協力開発機構(OECD)

OECDでは、科学技術活動に関して、科学技術政策委員会(CSTP)、原子力機関(NEA)、国際エネルギー機関(IEA)などの下で、科学技術政策立案に資する意見交換、情報・人材の交流、統計資料などの作成、共同研究の実施などを行っています。

(イ)ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム(HFSP)における協力

HFSPは生体の持つ複雑な機能の解明のための基礎研究を国際的に共同して推進することを目的に1987(昭和62)年のベネチア・サミットにおいて我が国が提唱した研究助成プログラムであり、現在は14の運営支援国(EUを含む)により運営されています。具体的には、国際共同研究チームへ研究費を助成するグラント事業や、若手研究者が国外で研究を行うためのフェローシップ事業などを実施しています。2010(平成22)年度までに、グラント受賞者の中から、16名のノーベル賞受賞者を輩出するなど、国際的に高く評価されています。我が国はHFSPの提唱国として、もっとも大きな支援を行っています。

④国際協力プロジェクトへの取組

技術の発展、研究の大規模化に伴い、先端分野での大規模な国際プロジェクトが増えており、我が国としても各国と協力し、積極的に取り組んでいます。

(ア)ITER(イーター：国際熱核融合実験炉)計画

エネルギー資源の乏しい我が国にとって、将来のエネルギーの安定確保は重要な課題です。ITER計画は、人類究極のエネルギーである核融合エネルギーの実現を目指して、現在、日本、EU、ロシア、米国、中国、韓国、インドの7つの国・地域により進められている国際協力プロジェクトです。我が国は、ITERの建設に当たり欧州に次ぐ割合の機器を製作するなど、その推進に大きな役割を担っています。また、ITER計画を補完・支援する先進的研究開発プロジェクトである幅広いアプローチ活動^{*3}を日欧協力により、我が国で実施しています。

(イ)国際宇宙ステーション(International Space Station: ISS)計画

国際宇宙ステーション(ISS)計画は、日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極共同で進めている平和目的の国際協力プロジェクトです。我が国は、日本実験棟「きぼう」や宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)の開発・運用、日本人宇宙飛行士によるISS長期滞在等を行っています。2010(平成22)年は、野口宇宙飛行士のISS長期滞在中に、スペースシャトルに搭乗した山崎宇宙

^{*3} 幅広いアプローチ活動

核融合エネルギーの実用化に向けて、ITERだけでは十分に把握できない核融合炉工学分野やプラズマ物理分野などの研究開発を、日欧協力により、我が国(青森県六ヶ所村、茨城県那珂市)において行う取組。

飛行士らによる ISS への物資補給作業が行われ、史上初めて 2 名の日本人宇宙飛行士が宇宙に同時滞在しました。また、2011（平成 23）年 6 月から、古川宇宙飛行士の ISS 長期滞在が行われるなど、我が国は本計画において重要な役割を果たしています。

（ウ）統合国際深海掘削計画（IODP）

地球環境変動や地球内部構造、地殻内生命圏の解明などを目的とした国際協力プロジェクトで、日本は地球深部探査船「ちきゅう」、米国は科学掘削船「ジョイデスレゾリューション号」、欧州は特定任務に対応した傭船を運用しています。現在は世界各国から 24 か国がプロジェクトに参加しています。地球深部探査船「ちきゅう」は、2007（平成 19）年 9 月から国際運用を開始し、紀伊半島沖熊野灘における東南海地震の発生メカニズム解明を目的とした科学掘削や、沖縄トラフ伊平屋北熱水域の海底下における生態系の解明を目的とした科学掘削を進めています。

（エ）大型ハドロン*4 衝突型加速器（LHC）計画

LHC 計画は、欧州原子核研究機構（CERN）において、周長 27km にも及ぶ巨大な円形加速器を用いて陽子を 2 方向からほぼ光速まで加速し、それらの陽子同士が衝突する際に生じる膨大なエネルギー領域において宇宙創成時（ビッグバン直後）の状態を再現し、未知の粒子の発見等を通じて、宇宙創成の謎や物質の究極の内部構造等を探索するプロジェクトです。我が国は、学術的な意義に加え国内の先進技術分野の発展が期待できることから、加速器建設に資金拠出を行うなど LHC 計画を推進しています。2008（平成 20）年に加速器が完成、現在世界最高のエネルギー領域において実験研究が行われています。我が国からは、LHC 計画の主要実験である ATLAS*5 実験等に、約 200 名の研究者らが参画しています。

（オ）国際科学技術センター（ISTC）

旧ソ連邦諸国の大量破壊兵器やミサイル運搬システムの研究開発に従事していた研究者・技術者に平和的研究活動に従事する機会を与え、ソ連崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散を防止することなどを目的として設立された国際機関です。2010（平成 22）年現在、13 極が加盟しており、これまで、延べ 7 万人以上のロシア及び他の CIS 諸国の研究者が本活動を通じて研究を行っています。



国際宇宙ステーション（平成 23 年 5 月撮影）
提供：宇宙航空研究開発機構（JAXA）／米国航空宇宙局（NASA）



地球深部探査船「ちきゅう」



大型ハドロン衝突型加速器（LHC）の一部

（2）国際的な人材・研究ネットワークの強化

①日本の研究者等の海外派遣の拡充

我が国の研究者の海外派遣は全体としては近年横ばい傾向で推移していますが、滞在期間 1 か月（30 日）を超える派遣研究者数については、特に欧米への派遣者数の大幅な減少を中心に、ピーク時の平成 12 年度（7,674 人）に比べ半数以下（3,739 人）にまで落ち込んでいます（平成 21 年度国際研究交流状況調査）。

将来、国際ネットワークの核として活躍できる研究者を育成するため、日本学術振興会（JSPS）

*4 ハドロン

ハドロン物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子（陽子や中性子など）の総称。

*5 ATLAS：A Toroidal LHC ApparatuS

では、優れた若手研究者が海外の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する海外特別研究員事業を実施しています。また、平成 21 年度補正予算において創設した「研究者海外派遣基金」により、平成 25 年度までに約 8,000 人の若手研究者を 3 か月程度から 1 年の期間派遣する事業を実施しています。さらに、平成 22 年度新規事業「最先端研究開発戦略的強化費補助金」において、若手研究者を 1 年以上の長期間派遣する事業を実施して、頭脳循環を活性化する海外への若手研究者の派遣を推進しています。

②外国からの研究者の受入れの推進

研究者の受入れについては、滞在期間 1 か月(30 日)以内の受入れ研究者数は増加している一方、1 か月(30 日)を超える受入れ者数は近年伸び悩み傾向にあります(平成 21 年度国際研究交流状況調査)。

日本学術振興会では、優秀な外国人研究者を我が国に招へいし、我が国の研究環境の高度化や国際的な研究者ネットワークの発展・強化を図るため、研究者のキャリアステージ、招へい目的に応じた、多様なプログラムを実施しています。また、同会の招へい事業経験者等の組織化を図るとともに、再来日の機会の提供などによる、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・強化を図っています。